

平成19年度 箱根町教育方針

I はじめに

学校教育については、学習指導要領の改訂など、今後教育内容が変化する中において、確かなる力としての基礎的・基本的な知識・能力の習得を図るため、幼児教育及び義務教育を通し一貫した考え方で教育を推進していく必要があります。また、同時に、いじめや不登校問題など学校と家庭、地域が連携した学校づくりも求められています。

また、当町では少子化の進行もあり、児童・生徒数の減少が、教育を行う上で様々な問題を引き起こしていることから、教育環境の向上に向け、町立小・中学校の適正配置を、平成20年4月に行うこととしており、本年度は円滑な学校統合に向けて、教育課程の再編や環境整備へ対応していくことが急務となっています。

さらに、本県内においても特徴ある制度として、高等学校等通学費補助や育英奨学金の制度については、課題のあるなか、今後の充実に向けて問題点や拡充について検討していくことが求められています。

次に、生涯学習については、成熟した社会状況を踏まえ、個々がゆとりの中で自己実現ができ、健康で生きがいのある生活を享受できる社会をつくっていくことが必要であり、そのために教育委員会の役割はますます重要なものとなってきています。

箱根町の学習施設としては、社会教育センター・各地域の公民館・郷土資料館や総合体育館レイクアリーナ箱根があり、町民を対象にした学習等が行われていますが、町民の学習意欲の喚起を呼び覚ますまでには至っていないのが現状です。

そこで、各学習施設の機能や役割を明確にするとともに、各施設が相互に連携した学習計画を体系付けるとともに、町民の人材発掘やボランティア活動及び広報活動を積極的に進めていくことが強く求められています。

特に、昨年度完全復元を果たした箱根関所については、本年度は、まちづくりの一環としての事業を早急に体系化し、観光施設としての性格を併せ持つ学習施設として整備していくことが重要課題となっています。

このような現状に対し、平成19年度は箱根町第5次総合計画がスタートする年でもあり、同計画の具現化を視野に入れ『教育基盤再構築元年』と位置付け、確実に教育基盤の整備をし、教育施策の実現を目指していきます。

II 平成19年度目標

教育基盤(箱根教育の体系化・学校施設等教育環境整備・生涯学習の体系化等)の再構築を行う。

III 重点施策

1 学校教育関係

- (1) 平成20年4月の学校統合が円滑に実施できるよう、諸課題について町立小・中学校統廃合準備委員会及び各検討部会において、十分に検討したうえで準備を進める。
- (2) 幼・小・中学校教育の連携強化を図るための基盤整理をする。
 - ① 中1ギャップの解消を図るため、一部中学校教諭の小学校兼務について研究を行う。
 - ② 幼・小学校の教育内容の連携について研究を行う。併せて、幼稚園教育課程の見直しを行う。
 - ③ 心の教育(生活習慣)の重点項目を実践する。
 - * 学校版「もてなしの心」を作成する。
 - * いじめ問題に関しては、新学期早急にQUテストを実施するとともに、各学校で発行している「学校だより」等で、常にいじめに関する取り組み状況を地域に発信する。
- (3) 箱根教育(地域教育・箱根ミニマム・情報教育・国際理解教育・心の教育の総称)を体系化する。
 - ① 箱根教育の推進については、外部の学識経験者を登用し、シンクタンクを設立する。
 - ② 「地域教育」の平成20年度中学校試行を目指し、教育課程の編成を行う。
 - ③ 「箱根ミニマム」の実施。
 - ④ 箱根ミニマム等研究授業に際しての共通簡易指導案の作成及び定着率を図るための学力検査(使用教科書より出題予定)の検討。
- (4) 情報教育内容の体系化及び施設等の整備を図る。
- (5) 奨学金返還金徴収システムの構築及び要項の再検討をする。

2 生涯学習関係

- (1) 郷土資料館、箱根関所、総合体育館レイクアリーナ箱根を、教育と観光の両面を併せ持つ施設として位置付け、活性化に向けての基盤整備を行う。
 - ① 各施設のイベント・講座等の開設にあたっては、積極的な広報活動を行う。
 - ② 文化・スポーツを積極的に推進するため、町民の人材発掘に努める。
 - ③ 各施設のイベントや整備活動に関しては、積極的なボランティア活動の導入を図る。
 - ④ 各施設とも教育・観光関連機関との連携を密に図り、施設の活性化を図る。

- (2) 社会教育センターを生涯学習の拠点として明確な位置付けをするとともに、人が集まってくる施設づくりの運営体制をつくる。
 - ① 自治学習出張講座の一部を“Hakone大学”として位置付け、箱根教育の講座を計画的に開講する。
 - ② 積極的に町民からの講師を登用しサークル学習活動の活性化を図る。
 - ③ 町民の人材発掘に努め、人材バンクへの登録と活用を推進する。
 - ④ 小・中学校と連携し、社会教育センターの活性化を図る。
 - ⑤ 図書室機能の活性化を図るため、広報活動や図書ボランティア活動の導入を図る。
 - ⑥ 地域公民館と連携を図り、町民の学習意欲の向上を図る。

- (3) “健康都市宣言”を基盤に、健康に関してのイベント・講座等の体系化を図り、健康に関して町民の意識付けを図る。

- (4) 箱根町の図書館の在り方を検討する。

IV 第5次総合計画との関係

1 学校教育の充実

- (1) 生きる力を育む教育の推進
 - ① 漢字検定等副読本配置(中学校)
 - ↳平成20年度 中学校3年生漢字検定等補助
 - ② 「箱根ミニマム」を実施する。
 - ③ 研究授業等を通じた指導技術向上のための研究を行う。

- ④ 全学年で箱根町学年末学力調査(教科書より出題予定)を実施する。
(ただし、県学習状況調査実施学年については、学年末学力調査は行わない。)

(2) 教育内容・方法の充実及び環境教育の整備

① 国際理解教育

大学(院)と共同して、小学校の英語教育の研究を行う。

② 情報教育

小・中学校情報教育内容の体系化について研究を行うとともに、小学校のパソコン整備・パソコン教室整備を行い、平成20年度に、小学校でパソコンを活用した新聞コンクールを開催することを目指す。

(3) 開かれた学校

地域教科(仮称:わたしたちのはこね)構築に向け、地域素材の選定及び各学年の教育課程編成・指導案作成を行い、平成20年度に中学校において試行し、中学生による成果物を、小学生の副読本として活用する。

(4) 心の教育の推進

① 学校版「もてなしの心」について 検討する。

② QUテストを実施する。

(5) 学校施設の適正配置

町立小・中学校統廃合準備委員会及び各検討部会において、統廃合に係る課題を検討・整理し、円滑な統合を図る。

(6) 通学支援制度等の推進

高等学校等通学費補助制度及び育英奨学金制度の充実を図るため、課題の検討・整理を行う。

2 生涯学習の推進

(1) 生涯学習企画の充実 (社会教育センターの活性化)

① 箱根教育町民講座“Hakone大学”を開催し、各 20 名以上の参加者を得るよう広報活動を展開する。

- ② 町民からの人材発掘に積極的に努め、人材バンク登録への人数100名を目指す。
- ③ 小・中学校と連携しての講座等（地域の歴史・文化の発掘、観光パンフの作成）の企画を行う。

(2) 生涯学習活動の支援

- ① 社会教育センターの講座において、町民からの講師登用を積極的に行う。
- ② Hakone大学の開講や社教センターだよりを発行するなど、自主サークル活動の広報活動を公民館と連携して行う。

(3) 生涯学習施設の機能充実

- ① 郷土資料館の特別展等の広報に関しては、観光・教育施設と連携をとり、ホームページを活用した広報活動を行う。
- ② 箱根関所と郷土資料館が連携して、ガイド養成講習会、関所まつり等の学習講座・観光イベントを開催する。

3 地域文化の振興

(1) 人材の確保

郷土資料館及び箱根関所においては、施設周辺環境整備等に、積極的にボランティア活動作業を導入する。

(2) 歴史と文化のまちづくり

箱根関所を中心にした歴史散策コースの設定を行い、ハイキングイベントを実施する。

(3) 地域に根ざす文化活動の支援

箱根関所及び郷土資料館においては、文化遺産及び歴史に関する講座を社会教育センターと連携し、定期的を開催する。

4 運動を通じた健康づくりの推進

総合体育館レイクアリーナ箱根は社会教育センターと連携し、町民の健康に関する学習内容を体系化し、講座等を実施する。

5 図書サービスの向上

- (1) 子ども読書活動の推進等読書活動の積極的な推進を行う。
- (2) 社会教育センターに図書ボランティアの導入を図る。
- (3) 箱根町の図書館の在り方の体系化を検討する。